

平成 17 年度(2005 年度) 第 4 回箕面市都市計画審議会 議事録

日 時 平成 18 年 3 月 27 日(月曜日)

午後 2 時 00 分開会

午後 4 時 40 分閉会

場 所 箕面市議会委員会室

出席した委員

会 長	増田 昇	氏	委 員	田代 初枝	氏
委 員	大石 吉部	氏	委 員	笹川 吉嗣	氏
委 員	岡村 幸雄	氏	委 員	垣内 定	氏
委 員	新田 保次	氏	委 員	阪本 敦志	氏
委 員	舟橋 國男	氏	委 員	松井 治男	氏
委 員	牧野 直子	氏	委 員	森岡 秀幸	氏
委 員	前川 義人	氏	臨時委員	松村 暢彦	氏
委 員	上島 一彦	氏	臨時委員	山内 直人	氏
委 員	小林 ひとみ	氏	臨時委員	高橋 明男	氏
委 員	石田 良美	氏	臨時委員	小寺 康裕	氏

委員 16 名、臨時委員 4 名 計 20 名

(臨時委員は案件 1 のみ審議)

審議した案件とその結果

案件 1 これからの都市計画道路のあり方について【報告】

議案書に基づき報告

案件 2 北部大阪都市計画 国際文化公園都市地区 地区計画の変更について【付議】

原案どおり議決

案件 3 北部大阪都市計画 高度地区の変更について【付議】

原案どおり議決

案件 4 小野原西地区地区計画等の取り組みについて【付議】

報告書に基づき報告

事務局（岡本）

定刻になりましたので、ただ今から、平成 17 年度第 4 回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

前回と同じように、まず最初にマイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しておりますので、後の議事録作成にも影響がございますのでよろしくお願いいたします。

各委員の方におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押していただきご発言をお願いいたします。そして、次の方が発言される場合には、自分の前の青いボタンを押していただきますとその前にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。そして進行を進めていただきます増田会長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、各委員の皆様は発言前にボタンを押していただくという形でよろしくお願いいたします。

それでは、増田会長議事進行をよろしくお願いいたします。

増田会長

皆さん、こんにちは。

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また平素は、本審議会の運営に対しまして、格段のご支援ご協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

それではこれより平成 17 年度第 4 回箕面市都市計画審議会を進めて参ります。

事務局より所定の報告をお願いいたします。

事務局(岡本)

定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員 18 名中 14 名、臨時委員 5 名中 3 名の出席でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第 6 条第 2 項の規定により、会議は成立いたすものでございます。

なお、松井委員、弘本委員、澤木委員より欠席する旨、高橋委員より定刻より少し遅れてご出席される旨のご連絡がありましたことを併せてご報告申し上げます。

以上でございます。

増田会長

ありがとうございます。

それでは早速ですけれども、市長さんよりご挨拶の申し出がありますので、お受けしたいと思います。

藤沢市長

皆様におかれましては、年度末という、公私本当にご多忙の折、第 4 回、本年度最終になります箕面市都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

平素は、本市都市計画行政をはじめ、市政各般にわたり、格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の都市計画審議会の案件といたしましては、昨年 7 月の第 1 回都市計画審議会で諮問させていただきました「これからの都市計画道路のあり方について」は、これまで審議会でご審議いただき、本日の審議会最終のとりまとめの運びということで、委員の皆様方のご議論をお願いするものでございます。

なお、これまでのとりまとめにご苦勞いただきました小委員会の新田座長さ

んをはじめ、弘本委員、松村委員、澤木委員、山内委員、高橋委員、小寺委員には、短い期間のなか6回にもおよび会議を開催され、それぞれのご専門の立場で検討を重ねて頂き、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。ありがとうございました。

つぎに、付議案件といたしまして、国際文化公園都市地区に関連します「地区計画の変更について」と「高度地区の変更について」のご審議をお願いするもので、さらに報告案件といたしまして、「小野原西地区 地区計画等の取り組みについて」を報告させていただきます。

国際文化公園都市地区関連の2案件につきましては、昨年10月の第2回都市計画審議会でご報告いたしましたが、その後、地区計画と高度地区の変更につきまして、市民説明会等を重ね、都市計画案として整いましたので、今回ご審議をお願いするものでございます。

また、「小野原西地区 地区計画等の取り組みについて」は、地元住民等による現在のまちづくりの取り組み状況及び今後のまちづくりの取り組み方針を報告させていただくものであります。

委員の皆様方におかれましては、どうかそれぞれのお立場から、慎重かつ活発なご審議をお願い申し上げます。ありがとうございます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

増田会長

ありがとうございました。

本日は、市長さんのご挨拶にもありましたように、精力的に議論を重ねていただきました小委員会より「これからの都市計画道路のあり方について」の最終報

告をいただき、審議会でご議論いただいた後、市への答申内容を取りまとめたいと思います。これが1点でございます。

また市からの付議案件といたしまして「北部大阪都市計画 国際文化公園都市地区 地区計画の変更について」と、「北部大阪都市計画 高度地区の変更について」の2付議案件がございます。

そして最後に報告案件といたしまして「小野原西地区 地区計画等の取り組みについて」の、4案件についてご審議いただく予定でございます。

それでは、審議に入ります前に、市長さんから付議及び報告をお受けしたいと存じます。市長さん、よろしくお願いいたします。

市長が会長の前へ進み、

付議、報告書を読み上げる。

(付議書及び報告書受領)

本日の審議の進め方につきまして、お諮りいたします。本日の案件のうち、付議案件の案件2と案件3は、関連いたしますので、一括して審議とさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

そうしたら案件1をまずご報告いただいて、最終の答申案をまとめた後、付議案件の案件2・3を一括してご説明頂き、最後に案件4の小野原西という形で、概ね午後4時00分を目途に終了したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に小委員会からの報告といたしまして案件1「これからの都市計画道路のあり方について」を議題といたします。

案件 1 これからの都市計画道路のあり方について【報告】

新田座長より説明をお願いします。

新田委員

< 取り組みの大枠を説明 >

詳しくは、小委員会事務局から報告させていただきます。

小委員会事務局

< 案件説明 >

増田会長

前回1月にここで議論した後、パブリックコメントをかけてそれへの対応を図ると同時に今日最終案という形でご報告いただいたということでございます。

まず、ただいまのご報告内容につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、いかがでしょうか。

上島委員

パブリックコメントを今回実施された中で、23 ページに代表的な意見が載っておりますが、「桜井石橋線の整備については」云々のところから始まる場所なんです、箕面市の中部から東部にかけては、萱野中央や小野原西の土地区画整理事業をはじめ、市街地が整備をされて道幅がたっぷりある、優れた良好な住宅環境が形成されているのに対し、いわゆる旧市街地、特に西部地域については既成市街地ということで、再整備をすることが困難である。

特に桜井の駅前については、再開発事業が遅々として進まないために、旧態依然とした状態で残っているわけですが、住民がいらだちを感じておるわけです。最近では桜井スーパー内の競売物件も売却が成立いたしまして、これらの行先も非常に不透明である。あるいは施設・店舗も老朽化していますので、後継者不足

の問題或いは駐車場確保の問題など、桜井駅前で抱えている問題は非常に大きな問題であるんですが、行政がもっと早く、というより市長がリーダーシップをもって取り組めばこの競売物件が落ちる前に手が打てたものを、後手後手に回って更に整備が遅れるという状況に至っている次第でございます。

それとこのパブリックコメントという手法そのものについて申しておきたいのですが、12万7千市民の中で、今回パブリックコメントを実施したことについて一体何パーセントの市民がご存知かということです。我々地方行政の課題としては、声ある声だけでなく、いかに声なき声も拾って市民の総意をもって施策を実現することが地方行政制度に課せられた課題であります。そういう意味では、パブコメだけでは有効な手段ではあります。不十分です。

我々議員は地元に行って、色んな方の話を聞く機会がございます。それも特定の人ではなくて、この桜井地域をはじめ、阪急箕面線沿線には箕面まちづくり協議会という団体がございます。中心市街地活性化基本計画に基づく250ヘクタールの範囲内で地元の商業者・地権者、一般市民の方、自治会の方が集まって協議会を作っておられるわけですが、そこで都市計画道路の廃止の話が出ました。

皆さんこぞっておっしゃるのは「とんでもない。我々30年近くほったらかされてただけじゃないか。もし申し出があればもちろん自分の店舗、あるいは家の軒先を削ってでも協力する用意はあります。なんとか早くこれを実現してもらいたい」という意見が大勢を占めておったわけでございます。

それだけ桜井の人たちは自分たちの

まちの再整備というものを強く望んでいるわけでありまして。ですから 23 ページに要約されていますが、今回の都計道路の見直しにおいては対象路線の評価項目につきまして、「上位計画等における路線の位置付け」これは 32 ページ及び 33 ページにも載っております、正に箕面市の中心市街地活性化基本計画の中に、旧法による未整備の 4 路線、すなわち桜井石橋線と瀬川新稲線、田村橋通り線、桜井豊中線が含まれておるわけでございます。

それから、「バリアフリーで安全な移動環境の実現」ということですが、ご存知のように桜井のまちでも非常に高齢化が進展しております。或いは身体が不自由な方のために、駅のエレベーター設置なども実施するわけですが、バリアフリーという観点からしましても優先度が高い場所である。

或いは、いうまでもなく 33 ページに書いてあるように、「中心市街地活性化」これは平成 16 年の 12 月にできました基本計画に基づく展開支援という項目において、或いは「円滑な交通処理」とあるが、この地域においては、停車場線と桜井石橋線の T 字路、或いは桜井石橋線を駅から西側に進んでいきますと道路の幅員が狭くなっており、衝突の危険性が高い地域でございます。こういった交通処理を図っていかなくてはならない、優先度が高い。防災空間の確保についても然りでございます。

このような点から評価点を十分に考慮していただいて、パブリックコメントだけではなく、地元の地権者、そこにお住まいの方、商業者の方の意向を十分に反映して決定していただきたいと思っております。

増田会長

はい、ありがとうございます。今のご意見はご提案ということによろしいですか。

上島委員

誰か答えていただけるのであれば。

増田会長

いえ、今のは特別都計審そのものの考え方、今回 1 本 1 本の路線についての議論をしている段階ではなくて、どういうシステムで都市計画道路の見直しをしていったらいいかということでございますので、今のはご意見ということで留めさせていただいてよろしいでしょうか。

上島委員

はい。

増田会長

ありがとうございます。そうしたら他いかがでしょうか。

舟橋委員

ちょっと確認するだけなんですけど、答申(案)というのは結局この 15 ページまでが答申で、先程ご説明がありましたけれども配慮事項に関わるこれでいうと 37 ページ以降の内容に関しましてはいわゆる答申というものには含まれないで、意見として市の方にご提出しておくという意味でしょうか。

増田会長

後でお諮りしようかと思っていたのですが、ひとつは答申(案)というのは、基本的指針、別冊にありますけれども、これが審議会から市へ答申する内容でございます。

もう一点、小委員会で積極的に議論いただいて、これからの公共交通も含めた交通体系そのものについての貴重なご意見をいただいておりますので、それに関しましては別途後程、配慮事項に関しましては本審議会から市への提言とい

う形で提出したいと思っております。

ちょっと先走って私が言ってしまったのですが、小委員会の方でもそういう形で配慮事項に関しましては新田委員、よろしいでしょうか。

新田委員

はい。会長おっしゃったとおりで、答申についてはこれで、配慮事項は色々小委員会で議論しまして、いただいた宿題はこの中に入っているのですが、我々は都市計画道路だけでなく、広く交通体系に及ぶ議論をしましたもので、それを形として残して、将来の箕面市政に反映していただきたいということで、それは別途、後でまた。

増田会長

はい、わかりました。そうしたらとりあえずこの別冊の部分の基本的指針につきまして、これを答申案としたいと思いますが、この内容につきまして何かご意見なりございましたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

そうしたらこれもだいたいが議論を重ねてきておりますので、今異議なしというご発言もございました。これで一応答申案として市へ提出させていただきたいと思います。このように諮らせていただいてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

もう一つ先程出ておりましたように、小委員会の方では今回の都市計画道路の見直しの範囲にとどまらず、交通体系そのものについて貴重なご議論をいただきました。

もう1点今日の資料のところがございます我々の責務としては、議案書の中の21ページ22ページ23ページに先程ご説明のございましたパブリックコメントが4点出ておまして、それに対す

る都市計画審議会として回答するという責務がこの審議会としてございます。

回答する内容というのは先程パワーポイントで説明させていただいたような形で、21ページ22ページ23ページに、4つの意見に対して本審議会としての考え方をまとめております。

こういう内容で審議会として回答させていただいてよろしいでしょうかということでございます。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしというご発言もございましたように、これで審議会として回答しようという形にしたいと思います。

それではもう1点です。今日説明のありました、先程舟橋委員からも出ておりましたし、小委員会の新田座長さんの方からも少しお考えがございましたけれども、今日説明のございました37ページ38ページ39ページ、ここの扱い方につきまして、先程出ていましたように提言として形でまとめたいと思いますので、少し配っていただければと思います。

(事務局より提言書(案)配布)

もしも皆さんのお手元に届けば少し座長さんの方からこれに関してコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

新田委員

内容的には先程パワーポイントで説明した内容と変わらないんですけども、「(1)上位計画策定段階における配慮事項」ということと「(2)道路の整備段階における配慮事項」ということで、2つに分けて整理しております。

上位計画というのは我々都市計画道路をこれから見直し、存続なり廃止を決

めるにあたって、色々見直された整備される道路におきましてはその辺の使い方が色々関連してきます。

それからもし仮に廃止対象路線になったとしても、その道路の現況は基本的にはそんなに変わらないと思いますので、それも含めた交通運用が問われることとなります。そういう交通の運用に関して、高齢化の進展と、地球温暖化防止と社会経済を取り巻く大きな動きがありますから、それをまず理解していただいて、道路交通の中でもバスなんかを中心においた整備とか、歩行者自転車をも配慮した整備とかもありますから、その辺を気をつけてほしいと。

それから鉄道とのネットワークをきっちり意識して、連携を深めて、乗り換えが不自由になるとかそういうことが決してないようにやっていただきたいと書いております。

それから、車も非常に重要な役割を占めますから、車の利用にあたっては住環境とか地球温暖化に配慮しつつ、適正な利用の仕方を、おこがましいんですが、例えば無駄な交通発生をしない車の利用の仕方とか低公害車を利用するとか色々あるので、そういうのも工夫してほしいとか、そういうことも書いてあります。

それから命に関わる問題では、災害に強い交通体系、この辺も重要になるということで配慮事項に載せております。

道路の整備段階では、実際に道路を整備するにあたって、逆に車が多くなることによって沿道環境が悪化するという危惧を寄せられる場合があるので、注意して色々やってほしいということで、それから自動車だけではなくて、歩行やバスや自転車もあるかと思いますが、多様な交通手段を考えて道路構造を決めて

いただきたいということになります。

その時に道路の断面で具体的には整備になるかと思うんですけれども、歩道幅員何メートルとか車道幅員何メートルとかその時に一番難しいのは、都市計画道路にあたっては基本原則は車道を2方向で作って歩道整備ということで、先程もありましたように場合によっては沿道の方の協力を得る必要があるかもしれないけれども、現況の道路においては、ここでは都市計画道路のことを主にイメージしておりますけれども、一方通行なんかを入れることによって歩道の確保が担保される場合は一方通行と歩道の運用なんかも考えたことも色々考えないといけないとか、色々出てきます。

その辺が通過交通の抑制に配慮した構造ということにもなってきました、場合によっては交差点部で絞り込みを図るようなやつとか、ランプを付けるとか、カラー舗装を変えるとか、色々工夫がありますので、近隣の住民と一緒に相談しながら、できるだけ意見を入れて最新の技術でもって整備してほしいというような思いで、この配慮事項を書いております。

そういうことで一応項目は一般的な内容になっていきますけれども、思いはそういうことです。

増田会長

ありがとうございます。頭書きのところにございますように、我々審議会としては、市からの諮問の趣旨に沿って都市計画道路網のあり方として、先程答申案をまとめさせていただきました。

ただしその検討していく中で、その枠にとどまらず広く都市計画道路のあり方についても有益な議論がなされました。今ご説明いただいたような形で、上

位計画の策定段階、それと道路の整備段階においてということで貴重なご意見をいただいております。これを我々の審議会として、提言として市に報告いたしたいと思っておりますが、この提言内容につきまして何かご質問なりご意見ございましたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

小林委員

質問なんですけれども、基本的にこの配慮事項で良いという風に思っているんですけれども、都計道路直接ではなくて、都計道路に関連する道路というのが存廃の関係で出てくるので、例えば芝如意谷線が廃止ということになった場合に萱野東西線との関連で、関連する道路の整備とか、桜井石橋線の西側の問題でも同様の整備の問題が出てきますので、先程先生が通過交通の抑制に配慮した構造等の検討という表現がありましたけれども、そこで読み取ればいいのかないかと思いつつ伺ってたんですけれどもね、存廃について関連の道路整備もきちんとやるというか、十分地元の意見を聴いて行っていくという、そういう風に読み取っていきいたいと思うのですが、そんなに良いのかどうかちょっと確認しておきたいと思っております。

新田委員

よろしいですね、全くその通りだと思います。

増田会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

阪本委員

結構漠然とした表現で色々な意味で読み取る方がいらっしゃると思うのですが、(2)の の二つ目、「場合によっては民地の生け垣や緑」というのがあるんですけれども、民地というのは個人が

植えている植木を活かしたいという意見があれば、これは柔軟に市として検討するという意味として捉えてよろしいのですか。

新田委員

先程説明ちょっと言い忘れたのですが、小委員会での議論のときに、都市計画道路を標準断面できっちり整備していこうとすると、民地側の買収がかなり起こるようになってきます、現在の道路構造令からいいますと。

そのひとつには歩道幅員は3m以上とかいうのがありまして、両側3m以上とって、車道もとっていく、ということになりますと相当な幅員になってきます。

その時に、例えば歩道の中に、今基本的には植栽木を植えるというのが基本になっておりますけれども、それを画一的にやる必要はないのではないかと。例えば民地側で非常に沿道環境が良いところだと、植栽たくさんあります、緑もあります、その辺を活用といたら変ですけども活かしつつ、歩道で木は植えずに、幅員2mで確保して整備するとか、いうことも考えられるということで、そこは沿道の方と色んな話合いの中で整備の形を決めたらどうか、これも一案ということで、そういうことがここに書いてあります。

上島委員

昨年箕面市で「みどりの基本計画」というのを作りまして、身近なみどりを活用しようということで、ご家庭の生け垣などのみどりを「みどりの基本計画」の中に位置付けて、十分活用していこうという、その「みどりの基本計画」との整合性も図って進めていただければと思います。

増田会長

貴重なご議論ありがとうございます。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。そうしたら一応、ここにございますように、括弧書きのところはどう入るんでしょう、本日の日付ですね、平成 18 年 3 月 27 日付け、都計審第何号と、事務的に処理いただいて、ここを埋めて提言書という形でご提出させていただきたいと思います。ありがとうございます。

そうしますと、確認でございますけれども、ひとつは「基本的指針」これを答申案として答申させていただきます。その次に「提言書」というのを基本的に提言書という形で市へ提出させていただきます。それともう一つ、小委員会で 6 回にわたって議論いただいた報告書というのがございます。これも貴重な議論経過が収録されておりますので、付帯した形で提出させていただくということによろしいでしょうか。

(はい)

ありがとうございました。そうしたら一応これで第 1 案件の「これからの都市計画道路のあり方について」を終わりたいと思います。

新田座長、弘本委員は今日ご欠席ですけれども、非常にタイトなスケジュールの中でご議論いただきました、ありがとうございます。

それと、臨時委員の松村委員、山内委員、高橋委員、小寺委員、本日ご欠席の澤木委員におかれましては非常に有効なしかも最後に提言書もいただきまして、ありがとうございました。これで一応小委員会は役目が終わるということでございますが、これからは箕面市並びに当審議会の運営に際しましては、またご協力をいただく局面が出てこようかと思っておりますので、よろしく願いいたし

ます。どうもありがとうございました。

今日はこれで臨時委員の皆様方は後の案件直接関係ございませんのでご退席いただくということです。どうもありがとうございます。

(臨時委員退席)

案件 2 北部大阪都市計画国際文化公園都市地区地区計画の変更について【付議】

案件 3 北部大阪都市計画高度地区の変更について【付議】

続きまして、案件 2「北部大阪都市計画国際文化公園都市地区地区計画の変更について」と案件 3「北部大阪都市計画高度地区の変更について」、これは関連した案件でございますので、付議案件としてまず市の方から説明をお願いしたいと思います。

市(藤田担当主査)

<案件説明>

増田会長

この付議案件、案件 2「地区計画の変更」と案件 3「高度地区の変更」につきまして、何かご質問なりご意見ございましたらいかがでしょうか。

森岡委員

資料の方でいただいております 68 ページのところの下側です、用途の制限というのがうたっております。これも先程の説明であったわけですが、寺社寺院教会その他これらに類するものを制限するとありますが、確かに従来の神社を施設導入地区にもって来るのはかなり違和感があるかと思いますが、寺院教会等というのはいわゆる住居地域においてですね、かなり色々な役割を

果たしていくと思います。

個別の名称を挙げて良いのかどうかわかりませんが、例えば大阪市内の大手寺院などは、活発な文化活動もされておられます。そういったものを、誘導しようとする都市機能と合致する部分もあるわけですね、この辺の考え方をちょっとお聞かせ願えたらと思います。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

市（大森課長）

今のお話でございますが、今回施設導入地区で神社教会等これらに類するものを制限するというところでございます。

これにつきましては、11名の仮換地をした地権者の方々が勉強会を重ねて来られたと、その中で宗教施設を制限することについて、色々意見交換がされた中で、今言ってるような効果と言うことについてよりも、どうも宗教施設は、ということの方がどうもあったようで、提案としては、全体の合意の中で宗教施設はたたき台の段階で排除していきたいと、提案がございまして、箕面市としてはこれを受けまして、今回の箕面エリアで約120件の地権者に対してアンケートを出しまして、施設導入地区についてはこういう提案が出ているよ、というような話や、地権者の説明会を重ねる中で、市としてはそういう意味合いであれば都市計画の案として盛り込もうと言う判断をしたものでございます。

逆に一般住宅地につきましては、今回の中ではしっかりした議論ができていないということ、そうはいいつつも18年から20年にかけて一定の土地利用が始まるということの中で、用途の最低限の規制をかけて行くべきだろうということで、茨木市の先行した地区計画の事例も参考にしまして、必要最小限度の用

途制限として、公衆浴場と畜舎、こういう2点について制限をかけていきたいということでこれも同じように地権者のアンケートなり地権者説明、そしてあとは都市計画の流れの中の市民説明会、こういうものを経てきたと言うことでございます。以上です。

増田会長

はい、ありがとうございます、よろしいでしょうか。

石田委員

今説明を聞きまして、緻密にわかりやすくしていただきました。

それで、81ページの取り組み経過と今後のスケジュールのところ、丁寧な経過とスケジュール等でよくわかります。その中で、市民説明会の開催が出席者1名であったと、それが良いとか悪いではなくて、この1名であったということについて、開催された側はどんなふうに理解しておられるか、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

市（大森課長）

この1名につきましては、実際はもっとたくさん来てほしいというのが我々事務サイドからすると実感でございます。しかしながら、これにつきましては、具体的には広報紙で説明をしまして、いつ几日説明会をしますという案内をする等、後はホームページ等の活用も考えながら、やってきたわけでございますが、実態として1名であったというのが結果でございます。

石田委員

案内が不十分であったとかそういうことを聞いているのではなくて、1名であったということですね、この件に関して市民の皆さんの関心度合いとか、こちら側が丁寧に説明されたり、広報されたりという風な部分があったかと思う

ので、たくさん来てほしいというのはあるけれども、しかし市民に対しての説明として、1名で、来なかったということは別の見方ができるわけですね、関心がどうなのかとか理解の度合いがどうなのかとか、その辺の分析はしておられないのですか。

市（大森課長）

今言われているような詳細の分析はしておりません。しかしながら、私もこの立場に立ちまして3年ほど経過するのですが、各都市計画審議会の前段でこういった説明会をする中で、なかなか参加率が上げられない。ただし以前一番参加してもらったのが高度地区の見直しの時。これにつきましては、もみじだよりなんかで特集を組む中で市民にご理解、興味をいただく中で、出前説明会なんかもやらせていただいて、それなりの出席は得たと思います。それとそうはいつつも1名であるから中身はどうやねんということもありますが、この場、都市計画審議会という場の中にも議会を代表して6名の方、それから市民委員さんであります4名の方に入ってきておられます。この中でしっかりと議論がされているということが結果において1名ということかなと個人的には思っております。

石田委員

誤解があってはいけないので言っておきますが、1名が少ないからダメだったでしょということではなくて、今後も市民説明会というものにかかる時間とエネルギー、そういう風なことも内容によってそれぞれあると思うので、聞いただけなんです。

だから1名でこれはダメだったでしょと言うことでは決してないので、その点だけは押さえておいていただいたら

と思います。

増田会長

はい、そうしたらご意見ということで。会長の見解もちょっとだけしゃべりたいのですが、この会議でいつも市民説明の話やパブコメの話が出てきて、何回となく丁寧に理事者側から説明をしても来ないという実態もあるわけですね。これは我々の責任でもあるし、市民の責任でもあるし、行政側の責任でもあって、誰が悪いという話でなく、そういう状況にあるという事の認識を我々が持たないといけないと思うんですね。それをいかに高めていくか。

ただこの場合には地権者さんなりが43回にもわたって議論をされてきたという、特定エリアの議論でございますので多分1名しか参加されなかったというような状況なんではないかと。先程あった高度地区みたいに全市的に関わった話の時は出席者がいらっしまったというような実績もございます。

我々も都市計画審議会の委員として、極力常日頃から関心を持って下さいねとか、いう風なことを広報するといひますか、その辺をずっと継続的にやっていく必要があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

はい、前川委員どうぞ。

前川委員

高度地区の変更のところ、ちょっと質問をさせていただきたいのですが、第3種から第4種に変更されて、4m高さを緩和されるということで、今のご説明で、理由は地元の方のプランに基づいてそれを了解するというような理解をするのですが、ひとつ私が心配しますのは、4m高くなったということで、実は私がモノレールに乗る楽しみというのは、少路のところなんかは大阪か

ら神戸まで高いですから見渡せて、景観が良くて楽しみなんですけれども、ここをモノレールから景観として施設導入地区をみた場合、16mになるとモノレールより高いビルが建って景観が遮られるのではないかと。特に西を見るとせっかく戸建ての一般住宅のゆったりしたまちなみが見えない。見えるのはマンションなどの他人の部屋で、見る方も見られる方も決して快いものじゃない。これがモノレールの柴原からちょっと出たところですか、北大阪急行の高架ですと坂あたりですかね、非常に見たくもない景色を見せつけられるというのがあって、4m上がることで非常に危険性があると。

どこまで調べられたかですけれども、モノレールの高さや施設導入地区の高さと、その間がどのくらい離れていてどれくらい続くものか、その辺をもしわかるようでしたら。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

市（大森課長）

まず丘陵線の幅員が、一番大きいところで57m、特に今回高度地区を設定し直そうとしているところについては57mの広幅員の道路でございます。その真ん中にモノレールが通ると言うことで、単純に半分に割りますと30m位の離隔があると。

モノレールの高さなんですけれども、これは実際には色々高い低いがございます。大きく我々が確認しているのは7mくらいの高さから19mくらいまでの高さになるだろうと。それはちょうどレールの位置でございまして、そこにモノレール自身が乗っかるということで7mから19mまでの差が出てきているということ。特にこのあたりで断面を切っ

てみますと、だいたい18mほどに、それはモノレールの本体も入れましてですね、人の目線としては18mくらいとこう聞いております。それと一部今回もうちょっと南側の茨木の調整区域の辺りでありましたら、7m程で低くモノレールが通られると、それが徐々に彩都のエリアに入ってきますと高くなっていくというような話。それからまた途中で山麓線という都市計画道路がありますが、その辺りでもちょっと低くなっているというように、一定した高さで行くということではないという事の中では、先程申しました57mの横に、一部セットバックをしながら建物が建っていくと。

そして今回第4種という事になりますと、5階建てぐらいがイメージされるわけですが、そうすると見えるところがあったり見えないところがあったりということではないかなと。ただし約30mほどの離隔があるということであるので、我々としてはさほど問題はないのかなと考えております。

前川委員

ちょうど柴原から千里中央に行くモノレールの下に中央環状が走っていますでしょう、あれは3車線があってまだ歩道があるんですよ。それでもモノレールから見ていると走っている車が見えないで、もうすぐその向かいの建物が目に飛び込んでくるということで、今おっしゃった30mですか、これは極めて間近という解釈ができると思うんですね。モノレールの高さは今おっしゃいましたけど完全にビルより目線の方が下で、見えるのはビル、コンクリートの建物という、箕面地域の肝心の彩都の入り口を入った途端に景色が悪いという、これがだいたい600mくらい続くんじゃないかと思うんです、この施設導入地区の

長さで言いますと。ちょっとこれはイメージで言いますとせっかくの彩都の入り口が悪いものになるのではと危惧するのですが、お考えはどうでしょうか。

増田会長

いかがでしょうか。先程と同じご意見を2回言われていると思うんですけども。

市（芝山部長）

今のご意見なんですけれども、この彩都のまちづくりの計画段階の中で、モノレールからの景観を重要視するか、そこに住んでおられる人からの景観を重要視するか、この辺の議論もございました。

そんな中で、やはり戸建て住宅という部分と、広幅員道路、またモノレールとか、そういうひとつの施設としては、直接接するということがないように、間にそのような施設導入地区と、ある意味では戸建て住宅ではない住宅ゾーンを設けるということがひとつのまちづくりのコンセプトとしてできあがってきてございます。

今回まさしくそのコンセプトのもとで、戸建て住宅と離れたような形でモノレールとが位置付けられている。その間にある施設導入地区につきましては、当初先程スライドでも申し上げたように、区画整理事業の中で土地利用がまだ明確になっていない段階での高度地区の指定でございましたので、本来ならば土地利用が明確になった段階でその土地利用に合わせた高度地区という部分を指定し直すということが妥当な高度地区の指定であったんですけれども、当時まだそれが明確になっていない段階では、指定する方向がございませんでした。

そういう中で、しからば一番戸建て住

宅のゾーンと同じ形の一番きつい指定というのをそのエリアについては、暫定という形で指定をさせていただいて、暫定を基準とするのではなしに、将来決まって参ります土地利用の計画に合わせて、適切な本来あるべき高度地区を設定するという方向性を、以前この都市計画審議会で確認をさせていただいて、出発させていただいておりますので、今回3種から4種という部分につきましては、この部分について、箕面市としては背面の第1種低層住宅を抱えているという現状からすると、一番適切な高度地区であるなどこのように考えておりますので。

モノレールからの景観という部分につきましては、モノレールを利用される方によって、色んな意味での景観の考え方もあるかと思われましても、一番住まわれているからすると、ひとつの景観という部分を重要視させていただいた、というのが状況でございます。

前川委員

その点で言いますとね、一般住宅地、戸建て地区の方もそばにある建物は低い方が良いんでね、私はこれ3種のままだにさせていただきたいというのがあるんですけれども。

いずれにしてもここは玄関にあたりますので、その辺のところを十分配慮いただいた、これからの指導をお願いしたいと思います。

増田会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

舟橋委員

ちょっと確認したいだけなんですけど、第4種になったからといって、みんながみんな16mになるわけではなくそれ以下のものも、という話ではありますが、東側が特に道路幅員8mという形で一般

の住宅地に接しますので、これは建物がどんなものかわかりませんが、西日というか午後の日差しが住宅地側に遮られる形になりやすいと思いますので、その点に関しては特段の問題が生じないということは確認されたのかどうか、そこだけ確かめたいのですが。

市（大森課長）

日照の関係につきましては、自ずとその画地をいただいた方が建築基準法に基づく形で建物を建てられるということで、迷惑がかかるようなことはもちろんダメなんですけれども、ただし、我々サイドもそれについては一定実際に絵を描いて検証はしております。

増田会長

よろしいでしょうか。

舟橋委員

はい。

牧野委員

1点確認させていただきたいのですが、ちょうどこれ市境にあたりますので、このような整備計画については、茨木市側のエリアとの整合性ということも多分もう色々その辺は協議された結果だと思いますが、地権者の方々と何度も話し合いをされたということは今ありましたけれども、その辺特にこの施設導入地区とその横の茨木市側の住宅地との関係とか、住宅地同士のエリアとの道路挟むところの条件などは、どの程度話をされたのかお聞きしたいのですが。

市（大森課長）

茨木市との関係でございますが、まずは地区計画、この切り口に関しましては、我々より先に地区計画を導入されておった。それをもちろん参考にもしながら、我々としてはあまり細かく定めるよりも、できるだけ大きなところを必要最

小限度に定めながら、今後地区計画の変更の中で付加していくことは可能ですけれども、緩めていくことはできません。全国でも悪い事例もたくさんございます。決めすぎてがんじがらめで今度は動けないと、いうお話も聞いております中では、必要最小限度の物を定めてきたということが1点でございます。もちろん茨木市さんの地区計画を参考にさせていただきました。

それとあと高度地区なんですけれども、茨木市さんの方は、一部では高度地区を打っていないエリアも彩都の中にございます。

そういう中で箕面市としては、平成15年11月に彩都のエリアも入れて箕面市の市街化区域の中で全ての高度地区を見直したと。ただし土地利用が具体的ににならないところについては暫定という形で、今回のように地区計画などでその棲み分け等が担保されるものについて必要な高度を定めていこうという考え方でございます。

そうはいいつつも、彩都という西部地域の中では茨木も箕面も同じエリアにあるわけですから、ここでの整合性ということになりますと、彩都自身が土地利用計画というものを具体的に持っておりまして、その中で整合を保っていると。ですので彩都としての整合と、箕面市全体との整合、この辺を上手にバランスをとらせていただいて、今回の提案をさせていただいたと考えております。

増田会長

よろしいでしょうか。

牧野委員

実際にまた今後色々建物が建つようになってくると様々な問題が起こってくるかと思っておりますので、密にその辺ね、せっかく北部地域というひとつのエリ

アになったわけですから進めていただきたいということを要望しておきます。

それともう1点ですね、この住宅地域の東側にありますこのエリアなんですけれども、施設導入地区から右側にはみ出た部分につきましては、戸数としては何戸くらいになるのでしょうか。

増田会長

東側のエリアですかね。戸数まで、区画割りまではまだ、はい。

市（大森課長）

東側は、大きくは集合農地区という形で位置付けられております。しかしながら一応集合農地に行かれてるんですけども、色々な関係で農地が継続できないということで、宅地化して建物を建てたいというような相談はちょこちょこ聞いております。

武藤参事

大きい街区で分かれておりますので、今のところ正確に何宅地、所有者も大きい宅地をもっている方もおられますので、正確には何宅地かというのはわかりません。

増田会長

例えば最低敷地面積が170㎡ですから、最低で区画されたら何軒かというくらいの目処しかわからないというような状況です。

牧野委員

今のお話では生産緑地の、いずれは宅地化に向かってということになるのかと思うのですが、この前大規模開発特別委員会の時に出ていた問題なんですけど、小学校区の問題で、この辺非常に大きな道路を渡っても小学校ができる」とすると、道路を隔ててコミュニティーが形成されるという非常に不自然な形になってしまいますので、今まで多分地権者の方々とその辺は協議された結果

がこうなっているのですが、長期的な見通しの中で、地域のあり方についても今まで検討がされたのかどうか、茨木市さんとの境界線の時に私も議会の中で議決があったわけなんですけれども、ここまで詳細なことは出ておりませんでしたので、そういう茨木市さんとの境界の周辺での土地の問題については、協議があったのかどうかだけちょっとお聞きしておきたいのですが。

増田会長

はい、いかがでしょう。

市（芝山部長）

今おっしゃってるのは、学校、コミュニティというか、茨木と箕面がまちとしてはひとつのまちになりますから、彩都という、そういう状況にあるんですけども、目に見えない大きな壁がある、それが市域界であるという状況でございまして、そんな中で市域界を決めるにあたってのひとつの視点と申しますのは、以前はこの市域界、このようにきれいに整然とされた道路も公園も公共施設が存在しない状況の中で、山間部の中での市域界、山のけものみち等で市域界があったんですけども、今回それが新たに整備されることによって整然とした公共施設が設置されるということで、市域界をより明確に将来とも担保していくためには、その市域界という部分についての考え方は公共施設できちっと分けをしようという視点で市域界を決めてございまして、市域界を超えてのコミュニティーの醸成の問題とかいう部分については、市域界を決めるときに配慮すべき問題というよりも、市域界は市域界として公共施設で整然と決めていくということの中で、今後まちのありようという部分を考えていく、そういう方向のところ、色々茨木市と箕面市の連

携という部分について、理想な形という部分が両市で協議を進めていき、整う部分についてはそのようなコミュニティを作り上げていくようなシステムをできたならなど、このように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

増田会長

よろしいでしょうか。

牧野委員

予測される問題ですので、是非その辺どういう風にこれからあったらいいかということ、協議していく場面でまた配慮していただけたらと思ひます。

増田会長

わかりました。

いかがでしょうか、今日は少し4時を目途にということで進めてきておりますが、後もう一つ案件がございます。付議案件ではございませんけれども、報告案件がございます。

極力皆さんの忌憚ない意見交換ができる場という形で審議会を考へておるんですけれども、エンドレスに議論をするというわけにもいけませんので、この案件2、3に関しましてはそろそろ採決に入りたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

小林委員

私は、市議会では国文そのものの開発に反対をしているんですけれども、ただこの場所だけどうのこうのということではありませんので、議論には参加させていただきたいと思ひています。

ただ3種が良いか4種が良いか、或いはその他が良いかということについて議論がしにくいので、確認をしておきたいのは、施設導入地区の掛かりの部分というのは奥地の部分と関連してくると思ひますので、そういう点での整合といひますか、国文はかなりグレードの高い

まち、中身については色んな議論はあると思ひますけども、その点での配慮といひますか、施設導入についての全体の整合性、当然図られていると思ひますけどもね、その点だけちょっと確認をしようと思ひます。

で、これで見ますと施設導入地区は、1階のところには住居を有するものを制限するということから、下に店舗をして上に住まいがあるという、こういうイメージになるのかなと思ひますね。そうしますと共同住宅、マンション的なものをイメージしたらいいのかなと感じるのですが、その辺具体的に触れていただけるのであればちょっと説明だけ伺っておきたいと思ひます。

増田会長

はい、いかがでしょう。

市（大森課長）

特にこの場合、エントランスゾーンというようなご説明もさせていただきました。そういう意味合いからしますと、特に施設導入地区につきましてはメリハリのあるような、またはランドマーク的なものもイメージはしていきたいと、こう考へております。

今現在、具体的に地権者の勉強会の中では、協働しながら沿道のサービスの施設も検討の対象となっておりますし、今言われたようなマンションという考へ方も一部にはございます。

そういう中で、我々としては地区計画、高度地区、この中でそれなりの規制もさせながら、それ以上に厳しい規制というのも難しいわけですし、全体の彩都というまちづくりが持つコンセプトに合うようなまちづくりに近づけていきたいと。これにつきましては、彩都協議会という組織もございまして、URがそのリーダーシップを示している。箕面

市としてもそれに対してしっかりと支援しているという中で、将来の土地利用に合うような施設の導入に向けて今後も地権者とは調整をしていきたいと考えております。

増田会長

はい、よろしいでしょうか。そうしたら、案件2,3一括でご報告をいただきましたけれども、議決に関しましては、案件2と案件3別個に確認をとりたいと思います。

案件2「北部大阪都市計画国際文化公園都市地区地区計画の変更について」原案通り議決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

よろしいでしょうか。そうしたらご異議がないようでございますので、原案通り議決したいと思います。

それでは案件3でございます。市から説明がありましたように、この「高度地区の変更」につきまして、原案通り妥当として議決したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

よろしいでしょうか、異議がございませんので、原案通り議決したということにいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

案件4 小野原西地区地区計画等の
取り組みについて【報告】

そうしたら後もう1件、報告案件がございます。これは報告案件で、今日は何らかの結論を得るということではございませんけれども、重要案件ではございますので、極力早めにご説明いただいて、議論できる時間も含めて、だいたい4時半くらいを目途ということによる

しいでしょうか。他多分色々な公務の関係があるかと思しますので、できましたら4時半には一定これを終えたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。要領よくご説明いただければと思ひます。

市(松政主査)

<案件説明>

増田会長

ありがとうございました。ただいまの報告案件でございます。今後に向けてということで、ご意見をいただければと思ひます。いかがでしょうか。はい、上島委員どうぞ。

上島委員

時間がないので簡潔に3点申し上げますが、この小野原西地区画整理事業は、おそらくこの規模では箕面市最後の市施行の事業でですね、緑地率も7%のところを20%とっていると、或いはスプロール化を防ぐという意味でも良好なまちづくりを期待するわけですが、まず1点目、シンボルロードに関してなんですが、これも幅員22mの道路のところは6.5mと非常に広い歩道を設ける訳なんですが、片側500m、往復で1kmという区間なんですが、これは是非とも個別の土地利用をして、なんかちぐはぐな関係に持って行かないように、例えばヨーロッパ調の統一したテーマに基づいた、コンセプトのあるまちづくりをするように、その良い例として、箕面市では萱野中央の土地地区画整理事業におきましてプロポーザルコンペを導入してしますので、是非ともこれをやってほしい。このシンボルロード化プロポーザルコンペというのが1点目ですね。

2点目に、特に阪急小野原住宅、千里国際学園前からは非常に良好な高級住宅街でございます。これがずっと関西ス

パーの方まで続いていくわけなんです、是非ともグレードの高いまちづくりを目指していただきたい。すなわち、都市経営の観点からいっても、担税力の高い市民、事業者を誘致してほしい、そうすれば固定資産税、個人の住民税もしっかりと入ってくるわけでありまして、市の安定した財源確保にもつながるわけでございます。是非とも箕面の顔として相応しいグレードの高いまちづくりを目指す、というのを基本にしてほしい。

最後に、この特に小野原住宅の住民さんの間で話題になっているのが、大型車の通行規制何とかならんかと。小野原豊中線が開通するわけですが、東西道路網として171号線は産業用道路として10トン車でもバンバン通るやろう、しかし、ここについては高級住宅街のイメージを守るためにも、何トンにするかは別にして、少なくとも騒音振動が最小限になるような重量規制をしてほしい、ということでございますので、ここらも是非反映させていただきたいと思います。

増田会長

ありがとうございます。いずれもご提案という、直接都市計画に関わらない部分もある、むしろ事業計画に関わる分もありがとうございますけれども、ご提案いただいたということでございます。

他いかがでしょうか。

舟橋委員

もう時間も数分になりましたんで、たくさん準備したんですが2つだけ。

ひとつは、用途の変更についてはどういう変更をイメージされているか、今の現在の議論の方向をもしわかれば、教えていただきたい。といいますのは、少なくとも幹線道路の東側も西側ももう第2種中高層と決まっているので、あの間

の区間だけを何か別のものに変えるのかどうかということです。

もうひとつは、「地元」という言葉使い、先程も彩都のところの話でも「地元云々」という話がありましたが、これは全くの意見ですけれども、現在の社会で「地元」というのは一体何だということをもうちょっと考えないといけない。あらゆるところで「地権者」という言葉がありますね、「全地権者」とか「一般地権者」とか。それは地権者なんかどうでも良いとは決していいませんし、事実それでは事業が進まないとは思いますが、先程も市民説明会をしても1人しか来ないという、そういうまちの現実もあるし、しかし一方において「地元」という言葉はあまりいい意味で使って、「地元はこうしていますからこうです」というだけでは事が済まなくなるのではないかとこれは全くの意見ですけれども、申し上げたいと思います。

増田会長

はい、わかりました。二点目の方は、これからは少し言葉をきっちりと定義しながら、地権者集会だったら地権者集会、或いは地権者の人も含めた例えば校区全体で議論されているんだったら地域とか地元とかいう、少し言葉を整理しながら使っていこうという、対応も多分そういうことを考えていって、地域協議会というとやっぱり地権者だけではなくて一般の他の方も入っているような状況だとかいう風なことがあるかと思っておりますので、それは今後詰めていきたいと思っております。

一点目につきましては、いかがでしょうか、どういう方向でということ、これ今まだ検討中ということでしたら検討中で結構ですし、ある程度方向性ということがございましたらいかがでしょうか。

市（島谷課長）

まず用途地域の見直しの方向性ですが、ひとつは、地区の西端に第一種低層住居専用地域という区域が定まっております。これを定めた時点では、道路・公園等による明確な地形地物がございませんでした。今回、区画整理事業によりまして、地区の道路等が明確になりましたので、これに基づきまして、用途地域の地区の境界の変更を考えております。

それと、あと、これはまだ検討する必要がありますんですが、先程申し上げました「賑わいの核の創出」ということで、地区の東側、小野原豊中線と府道との交差部分、この地区について、一定見直し、これを考えております。以上です。

増田会長

はい、よろしいでしょうか。極力、今日はいろんなご意見を聞いておきたいのですが、はい、森岡委員。

森岡委員

先程の上島委員のご意見とも通じるところがあると思うんですが、この区域内のシンボルロードは、かなり豊かな空間構成になってると思います。ただこの事業区域の中だけがこうされてもあんまり意味がないんで、沿線かなりその高級住宅というか豊かな住宅地を形成するという意味で、事業区域外の現在施行中の小野原豊中線全体の考え方の中で整備していったらいいという意見を申し上げておきたいと思います。

増田会長

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

田代委員

102ページの方の都市計画変更に向けての視点(15)の高度地区ですね、これ現在暫定措置では第三種高度地区という

風になってるんですけれども、これが地区整備計画が定まることによって第四種とか、変更を考えられるという風に考えてよいのか、そうじゃないとなればどういったことなのかちょっと教えていただきたいんです。

増田会長

いかがでしょうか、先程の用途地域とも関連しようかと思いますが。

市（島谷課長）

田代委員が言われた最初のやつですね、地区整備計画の内容が今後定まって参りますので、それに応じて三種高度からの変更、これを視野に入れております。

田代委員

と申しますと、第三種ということはここ高さ、もっと、第四種になるということもなんですか。

増田会長

いかがでしょうか。

市（島谷課長）

高度を四種にするとかという視点ではなくて、土地利用が明確になって参りますので、それに整合のとれた高度地区に変更していきたい、そのように考えております。

田代委員

整合のとれた、ということは、整備順次されていった段階において決まることだとは思いますが、万が一、四種という事になるとかなり高度な高さになると思うので、やはり地域の景観の方からも、私はちょっとそれは取り入れる方向性は避けていただく方が望ましいかなあという風に一応要望しておきます。

増田会長

はい、わかりました。牧野委員どうぞ。牧野委員

ひとつだけ要望しておきます。この小野原西の道路の形状ですね、これは前からいろんなところで議会でも申し上げているんですけども、小野原東の開発の時に、外周道路の湾曲というのが、非常に小さな円を作っていて、見通しとか悪くて事故も起こっていますので、ただこの道路については今更動かしようがないわけで、今日計画道路の時に今後の道路の整備方針のところで、私たちが提言をしようとしている中身に沿って、景観やその他環境に配慮した様々な工夫なり、そういうものが行われるように、極力できる限りの努力を今後していただきたいと言うことを要望しておきます。

増田会長

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

大石委員

先程上島委員さんもおっしゃいましたけど、先の案件でもありましたように、最近のまちづくりというのは環境、景観とかいう問題が大きくクローズアップされています。この地区につきましても箕面でも優秀なすばらしい地区であるし、これ以上の素材というのはあまりないと思うんですよ。ですから今後のまちづくり、まちの基本的な考え方の中に、ユニバーサルデザインを取り入れたようなまちづくりを考えてほしいという風に思います。要望です。

増田会長

はい、わかりました。

新田委員

私もちょっと危惧があるんですが、シンボルロードとなっている小野原豊中線の役割は、この地域的に見たら基本的には通過交通を促すネットワーク上の幹線道路に位置付けられるわけで、そこ

とこの地域のシンボルロードなり、もうちょっと一回り大きな地域のシンボルロードとするには、周辺も含めた道路のあり方自体を考え直さないといけないと思います。

先程おっしゃったような危惧は、当然起こるわけで、トラックが通過するのは放っておいたら当たり前でね、それからこれはちょっと気になるのは小野原豊中線のイメージがこの絵で先行されるとなると、どこまでこの絵を考えられたのかが、ちょっと気になる。幅員のにも非常にゆったりとしていますし、民地側のセットバックも入れた格好で多分幅員を考えられないと、これは実現不可能だと思います。その辺もちょっと危惧だけ。

増田会長

わかりました、ありがとうございます。

これ少し小野原豊中線については、だいぶご意見も出てますので、交通制御みたいな話等々について、今の段階でご説明しておかないといけないことなど、いかがでしょうか、車両制限等々について。

市（島谷課長）

小野原豊中線の特に歩道空間の部分、これについては今現在、行政で施設計画を定めるのではなくて、市民の方も入っていただいた中で、いろんなご意見を出していただきながら案を取りまとめている最中でございます。

逆に公共空間の外側、いわゆる土地利用につきましても、地権者の方と協力しながら相応しい土地利用のあり方等、これについても一定議論を重ねているところでございます。ただ、なかなか個々の土地利用について皆さんお考えがありますので、沿道の方全てがそういった形で参加されているかということちょっと

とまだそこまでは熟度が上がっていないというような状況です。以上です。

増田会長

ありがとうございます。

多分先程も出ていましたように、地権者さんだけでやってると、ひょっとしたらこの区間だけでの議論になるかも知れませんが、先程から皆さん出てます話は、むしろ要するに小野原豊中線全区間における統一性であるとか機能であるとかいう事も大事で、そのあたりはやっぱり行政として一本の路線としての性格も見ながら地元で検討して下さいということを強く指導していただきたいという皆さんご意見でございますので、デザイン会議もあるとご報告ございましたので、そこでも、単に開発区域の区間だけを見るのではなくて、全区間を見ながらの議論もして下さいという強い指導をしていただきたいということでございます。そういう意図で皆さんご発言いただいておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

その点は先程から出てますように、高度地区に関してもそうです、地区だけの希望ではなくて、第3種というのは暫定ですので、今日の議論と一緒に、適切な土地利用にあった適切な高度、適切な用途にあった適切な高度と、全市的な形の中での整合性ということもふまえながら検討していただきたいという、今日の意見交換の中でのことでございますので、その辺もよろしく願いしたいと思います。

ほか、ユニバーサルデザインについてもございましたし、道路線形の中での安全性の問題もございましたし、非常に残された最後の高級住宅地といえますか、

環境の良いというところの開発でございますので、十分ブランドということを意識しながら展開してほしいという要望でございますので、その点ふまえてこれから詰めていただければと思います。

そうしたら、今日は私の進行が非常にまずくて40分もオーバーしてしまいました、誠に申し訳ございませんでした。

事務局（岡本）

<外院南自治会まちづくり功労者賞受賞報告>

増田会長

ありがとうございます、いい報告をいただいたということです。

それでは、今日の案件は、すべて終了いたしましたので、本日の審議結果につきましては、事務局にて報告書を作成して、後日市長さんに対して文書で報告して参りたいと思います。よろしく願いしたいと思います。

本日は、長時間にわたりどうもありがとうございました。